

大分市公告第 357 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大分市契約事務規則（昭和 39 年大分市規則第 12 号）第 25 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 9 日

大分市長 足立 信也

1 競争入札に付する事項

売買単価契約

- (1) 件 名 福宗環境センターソファ等中間処理業務委託（単価契約）
- (2) 履 行 場 所 福宗環境センター（大分市大字福宗 618 番地）
- (3) 履 行 期 間 令和 7 年 7 月 28 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 予 定 価 格 ¥55.-(消費税及び地方消費税含む)
¥50.-(消費税及び地方消費税除く)
※ソファ等 1kg 当たり
- (5) 物 品 の 仕 様 別表のとおり

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- ① 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年大分市告示第 258 号）により、本社が大分市内に存在する業者のうち、種目コード 124：種目「物品の買受け」について、令和 7 年 7 月 9 日現在において大分市入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による、一般廃棄物処分業の許可は不要であるが、大分市内において廃プラスチック類の処理が可能である一般廃棄物処理施設、特例一般廃棄物処理施設又は処理能力 5 t / 日以下の中間処理施設（破碎）を有していること。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ④ 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 21 年大分市告示第 553 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑤ 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑥ 入札予定日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑦ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成 16 年法律第 75

号) 第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。) でないこと。

3 入札参加制限等

(1) 入札参加制限

福宗環境センターマッドレス中間処理業務委託(単価契約)(令和 7 年 7 月 9 日公告)及び**本案件を含む 2 件中 2 件の競争入札参加が出来るものとする。**

(2) 同日開札における落札制限

なし

4 競争参加資格確認申請書等の提出及び落札者の決定等

(1) 入札参加を希望する者は、入札の日時、場所において競争入札参加資格確認申請書及びその他の必要書類(以下「申請書等」という。)を持参により提出しなければならない。

① その他の必要書類

(ア) 市税完納証明書(発行日より 2 月以内のもの)

(イ) 競争参加資格②のいずれかを満たすことを証明する書類

なお、入札の日時、場所において申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(2) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し、入札を終了する。

(3) 開札後、落札候補者の申請書について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を有していると確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を有していないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。ただし、次順位者が競争参加資格を有していない場合には、順に同様の手続きを行い、競争参加資格を有していない者が行った入札については、これを無効とし、その結果を通知する。

なお、落札者を決定した場合には、速やかに落札者に対し通知するとともに、当該入札結果を公表する。

(4) その他

① 競争入札参加資格確認申請書は所定の様式により作成すること。

② 申請書等の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。

③ 提出された申請書等は、競争参加資格の確認以外に使用しない。

④ 提出された申請書等は返却しない。

⑤ 提出後における申請書等の差替え及び再提出は認めない。

⑥ 申請書等の提出に関する問い合わせ先

大分市荷揚町 2 番 3 1 号

5 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。
説明を求める場合は、令和7年8月1日（金）までに環境部清掃施設課に書面（様式自由）
を持参により提出すること。なお、郵送又は電送によるものは、受け付けない。
- (2) 契約担当者は説明を求められたときは、令和7年8月14日（木）までに説明を求めた
者に対し、書面で回答する。

6 契約条項等を示す期間及び場所並びに質問

- (1) 本契約に係る設計書、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び配布を次のとおり行う。
- ① 設計図書等の閲覧及び配布
令和7年7月10日（木）から令和7年7月22日（火）まで
（土曜日、日曜日、祝日等の休日を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで
 - ② 閲覧場所
大分市荷揚町2番31号
大分市環境部清掃施設課
 - ③ 配布場所
大分市荷揚町2番31号
大分市環境部清掃施設課
- (2) 設計図書等に質問がある場合には、次により書面で持参により行うこと。
- ・期 間 令和7年7月10日（木）から令和7年7月15日（火）まで
（土曜日、日曜日、祝日等の休日を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで
 - ・提出場所 大分市荷揚町2番31号
大分市環境部清掃施設課
- (3) (2)に対する回答書は、次により閲覧に供する。
- ・期 間 質問があった翌日から令和7年7月22日（火）まで
（土曜日、日曜日、祝日等の休日を除く）
 - ・閲覧場所 大分市荷揚町2番31号
大分市環境部清掃施設課前

7 現場説明会 実施しない。

8 競争入札執行の日時、場所

- ・日 時 令和7年7月23日（水） 午後 16時25分
- ・場 所 大分市荷揚町2番31号
大分市役所 9階 第2入札室

9 入札方法等

- (1) 入札場所に入札書を持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。ただし、単価契約を除く。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札者が代理人の場合は、当日委任状を持参すること。

10 入札保証金 免除する。

11 契約保証金 免除する。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 入札者として資格のない者のした入札
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について 2 以上の入札者の代理人となった者のした入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札
- ⑥ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ⑦ 虚偽の申請を行った者のした入札等入札に関する条件に違反した入札
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、契約担当者において、特に指定した事項に違反した入札

13 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

14 その他

- (1) 競争参加者は、入札開始前の注意事項を遵守のこと。
- (2) この公告に定めのない事項については、大分市物品等供給契約に係る一般競争入札実施要領（平成 20 年 6 月 1 日施行）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とする。この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わな

いものとする。

ア 指名停止要領に基づく指名停止を受けた場合

イ 排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合

ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合

- (5) 契約担当者は落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(4)のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消し又は仮契約の解除を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、落札決定の取消し又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (6) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) その他不明な点は、大分市環境部清掃施設課まで照会のこと。

電話 0 9 7 - 5 3 7 - 5 6 5 9